政策形成における自治体シンクタンクの役割に関する調査研究 要約 ~とよなか都市創造研究所の事例を中心に~

1. 調査研究の背景・目的

平成12年(2000年)の地方分権一括法の施行に伴い、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則に基づく自律的な自治体運営が強く求められるようになった。このような背景から、様々な自治体が、政策形成機能の強化を目的に「自治体シンクタンク」と呼ばれる、自治体政策に関する調査研究を行う機関を、組織の内外に設置する動きが、平成12年(2000年)前後から広がってきた。

新

設

数

自治体シンクタンクの年度別新設数

出所:日本都市センター(2019)より筆者作成

とよなか都市創造研究所(以下「本研究所」という。)は、2007年に豊中市の内部組織として設置された自治体シンクタンクである。前身の豊中市政研究所が1997年に市の外郭団体として設置されてから、約20年が経過する中、そのあり方を振り返る必要がある。本報告書では、本研究所を事例として、これまでの成果と課題を整理する中で、自治体の政策形成における自治体シンクタンクの役割を考える。

2. 概要

第1章では、研究の背景及び目的について説明した。

第2章では、本研究所の役割の検討の参考とするため、全国の自治体シンクタンクの活動を俯瞰する。本章の前半では、自治体シンクタンクの設置動向、設置の背景、組織体制・研究活動等の現状を都市シンクタンクカルテの定量的なデータを用いまとめている。

第2章の後半では、全国の自治体シンクタンクの交流の場である「第7回自治体シンクタンク研究交流会議」(開催日:令和元年(2019年)11月8日、9日・開催市:豊中市)における議論をまとめるとともに、特徴的な活動をしている自治体シンクタンクへの現地視察及び担当者へのヒアリングを実施し、自治体シンクタンクにおける課題と課題解決に向けた知見を紹介する。

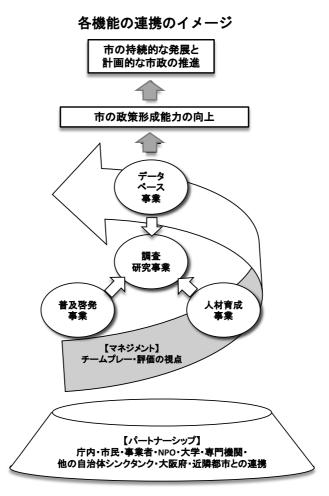
第3章では、本研究所の前身の豊中市政研究所の時代も含め、これまでの活動検証を行い、その成果と課題を整理する。章の前半では、本研究所の沿革、組織体制、研究活動、組織運営について紹介し、後半では、組織運営に関する活動検証及び研究がどのように政策形成に関わったかについて事例研究を行い、多面的な視点で、本研究所の成果と課題について分析することを試みる。

第4章では、第2章で全国的な自治体シンクタンクの取り組み、課題を概観する中で得た知見と、第3章で実施した本研究所の活動検証の結果をふまえ、今後の本研究所が豊中市の政策形成において果たすべき具体的な役割について論じたい。

3. 提言内容

下図のとおり、本研究所の調査研究機能を核に、人材育成機能、データベース機能、普及啓発機能の 3つの機能を有機的に結合させ、今後、下記の3つの役割を推進することを提言した。

- ○本研究所が長年蓄積してきた知見を生かし、担当者の業務をサポートする役割。
- ○現行のデータ整備事業を拡充させ、庁内の「根拠に基づく政策立案」(EBPM: Evidence Based Policy Making)の推進をサポートする役割。
- ○庁内外の組織のネットワーク化を進める役割。



出所:筆者作成

(参考文献)

日本都市センター (2019)『都市シンクタンクカルテ』(http://www.toshi.or.jp/?cat=53)2020/1/10 閲覧.